

水田活用産地づくり推進プロジェクト会議（仮称）設立総会

日時：令和5年5月18日（木）

10:00～11:30

場所：土地改良会館 大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

（1）水田活用産地づくり推進プロジェクト会議の設立について

（2）推進体制と今後のスケジュールについて

（3）関係事業紹介

（4）その他

4 そ の 他

5 閉 会

**水田活用産地づくり推進プロジェクト会議(仮称)設立総会
出席者名簿**

所 属	役 職	氏 名	備考
寒河江市農林課	課長	猪 倉 秀 行	村山
新庄市農林課	課長	柏 倉 敏 彦	最上
川西町産業振興課	課長	内 谷 新 梧	置賜
酒田市農政課	課長	菅 原 淳	庄内
山形県農業会議	事務局長	五 十 嵐 淳	
山形県農業法人協会			欠席
山形県地域営農法人協議会	会長	川 俣 義 昭	
山形県農業共済組合	農産部 部長	渡 辺 孝	
やまがた農業支援センター	参事(兼)農地中間管理調整課長	長 谷 部 英 徳	
山形県土地改良事業団体連合会	専務理事	渡 部 藤 左 衛 門	
山形県農業協同組合中央会	地域・担い手サポートセンター 次長	青 柳 隆 弘	
全国農業協同組合連合会山形県本部	営農企画部長	黒 坂 東 太	
全国農業協同組合連合会山形県本部	米穀部長	成 田 尚	
山形県米穀集荷協同組合	総務部長	熊 倉 寿	
農林水産部	技術戦略監(兼)次長	中 野 憲 司	
〃 農業経営・所得向上推進課	課長	高 橋 和 博	
〃 農業技術環境課	課長	佐 藤 隆 士	
〃 県産米・農産物ブランド推進課	課長	佐 藤 真 二	
〃 畜産振興課	課長	今 田 匡 彦	
〃 農村計画課	課長	草 大 輔	
〃 農村整備課	課長	安 達 邦 明	
農業総合研究センター	所長	佐 藤 寧	
村山総合支庁産業経済部農業振興課	課長	福 島 孝 一	
〃 〃 農業技術普及課	普及推進主幹	深 瀬 靖	
〃 〃 西村山農業技術普及課	普及推進主幹(兼)課長	山 川 淳	
〃 〃 北村山農業技術普及課	普及推進主幹(兼)課長	堀 雅 彦	
最上総合支庁産業経済部農業振興課	課長	木 内 真 一	
〃 〃 農業技術普及課	課長	富 樫 政 博	
置賜総合支庁産業経済部農業振興課	課長	齋 藤 義 浩	
〃 〃 農業技術普及課	課長	今 野 勉	
〃 〃 西置賜農業技術普及課	普及推進主幹(兼)課長	山 下 亨	
庄内総合支庁産業経済部農業振興課	課長	長 谷 川 慎 一	
〃 〃 農業技術普及課	農林技監	石 黒 亮	
〃 〃 酒田農業技術普及課	課長	佐 藤 和 則	
農林水産部農政企画課	課長	鈴 木 陽	
	米政策推進主幹	中 川 文 彦	
	課長補佐	松 田 洋 輔	
	米政策推進専門員	矢 野 真 二	
	主事	高 橋 一 希	
山形県農業再生協議会	水田農業推進部会事務局次長	小 野 和 喜	

水田活用産地づくり推進プロジェクト会議 設置要綱（案）

第1 目的

水田活用産地づくり推進プロジェクト会議（以下、「プロジェクト会議」という。）は、水田活用の直接支払交付金の見直しが実行される令和9年以降においても、本県の水田農業を維持発展できる方策を検討し、各地域の産地づくりを支援することを目的とする。

第2 実施事項

プロジェクト会議は、次の各事項について情報共有と協議を行う。

- (1) 国の交付金等を活用した水田農業への支援に関すること
- (2) 水田農業における生産技術の課題把握、新技術の開発及び技術普及に関すること
- (3) 生産力向上に繋がる生産基盤の支援に関すること
- (4) 地域の課題解決に向けた支援に関すること
- (5) その他、目的達成のため必要なこと

第3 構成員

- 1 プロジェクト会議の構成員は、別表のとおりとする。
- 2 プロジェクト会議の会長は、山形県農林水産部技術戦略監をもって充てる。
- 3 総会の座長は、会長が務めることとする。

第4 事務局

- 1 プロジェクト会議の事務局は、別表のとおりとする。
- 2 プロジェクト会議の事務局長は、山形県農林水産部農政企画課長をもって充てる。
- 3 プロジェクト会議の運営は、事務局が相互に連携して行い、プロジェクト会議全体の進捗管理を行うものとする。

第5 支援班

- 1 プロジェクト会議の目的達成のため、以下の班を設け、各地域の産地づくりを支援する。
 - (1) 地域課題検討班
地域自らが産地の将来像を検討することを支援するため、各市町村等の地域の関係者に対し、各種支援の情報提供と地域課題の収集・情報共有を行う。
構成員：農政企画課、農業経営・所得向上推進課、各総合支庁農業振興課
公益財団法人やまがた支援センター

(2) 技術支援班

田畑輪換に係る課題抽出及び対応技術の開発・実証並びに畑地化後も収益を確保できる大豆・そば等の生産技術の開発・実証を行い、水田農業の維持発展に向けた技術支援を行う。

構成員：農政企画課、農業技術環境課、畜産振興課

(3) 生産基盤支援班

地域が、ブロックローテーションまたは畑地化のいずれを選択した場合でも、営農継続ができるように、圃場整備や中山間地域等条件不利地の対策など、生産基盤に係る支援を行う。

構成員：農政企画課、農村計画課、農村整備課、寒河江市、新庄市、川西町、酒田市、山形県土地改良事業団体連合会、公益財団法人やまがた支援センター

2 各支援班は課題に応じて関係機関と連携するものとする。

第6 その他

本設置要綱に定めのない事項については、プロジェクト会議の構成員で協議して決定する。

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

別表

	所 属	備考
会長	山形県農林水産部 技術戦略監	
構 成 員	市町村	
	寒河江市	村山
	新庄市	最上
	川西町産業振興課	置賜
	酒田市農林課	庄内
	一般社団法人山形県農業会議	
	山形県農業法人協会	
	山形県地域営農法人協議会	
	山形県農業共済組合	
	公益財団法人やまがた農業支援センター	
	山形県土地改良事業団体連合会	
	山形県農業協同組合中央会	事務局
	全国農業協同組合連合会山形県本部	
	山形県米穀集荷協同組合	
	山形県農林水産部	
	農政企画課	事務局
	農業経営・所得向上推進課	事務局
	県産米・農産物ブランド推進課	事務局
	農業技術環境課	事務局
	畜産振興課	事務局
	農村計画課	事務局
	農村整備課	事務局
	山形県各総合支庁	
	村山総合支庁農業振興課	
	最上総合支庁農業振興課	
	置賜総合支庁農業振興課	
	庄内総合支庁農業振興課	

背景: 主食用米の需要が年々減少しているため、本県では水田活用の直接支払交付金(年間約100億円)を活用して大豆・飼料作物・そば、野菜等への転換を推進してきたが、農林水産省は、令和3年11月に「今後5年間で1度も水張り(水稲作付)が行われない水田は交付対象外とする」方針を示し、①ブロックローテーション体系の再構築をするか、②転換作物が固定化している水田は、畑地化をするか、各地域において将来を見据えて選択するように求めている。
 本県では麦・大豆・飼料作物・そばを連作している水田が大部分であり、①②のいずれにおいても、地域の合意形成、収入確保の検討、生産技術面の向上などの課題を解決して、地域自らが産地の方向性を決めなければならない。

水田活用産地づくり推進プロジェクト会議(仮称)

○目的:
 水田活用の直接支払交付金の見直しが実行される令和9年以降においても、本県の水田農業が維持発展できる方策を検討して各地域の産地づくりを支援する。

○役割:
 水田農業が維持発展できる方策の検討と提示
 ・5～10年後の産地づくりに向けた課題の集約
 ・国・県の支援メニューのフル活用方法の検討・提示
 ・国への要望内容の検討
 ・生産技術、生産基盤の支援内容の検討・提示

○構成員:
 県、市町村(代表4か所)、JA山形中央会、JA全農山形、県米集、山形県農業共済組合、やまがた農業支援センター、山形県農業会議、山形県土地改良事業団体連合会、山形県農業法人協会、山形県地域営農法人協議会

○事務局: JA山形中央会
 県農林水産部(農企課、農経課、県産米課、農技課、畜産課、農計課、農整課)

地域課題検討班 4ブロック毎に設置

役割:
 地域自らが産地の将来像の検討を支援するため情報提供と地域課題の収集を行う。
 ・地域課題の取りまとめ
 ・国や県の支援メニューの紹介
 ・PJ会議で提案される方策の情報提供

構成員: ◎農企課、農経課、○支庁農振課、
 やまがた農業支援センター
関係機関: 支庁普及課、支庁農計課、各市町村、JA、生産団体、



情報共有
 連携

◎は主担当
 ○は副担当

技術支援班

役割:
 地域が①ブロックローテーション②畑地化のいずれを選択しても営農継続ができるように技術支援を行う。
 ・田畑輪換に係る課題抽出と対応技術の開発、現地実証
 ・畑地化後も収益を確保できる大豆・そば等の生産技術の開発、現地実証

構成員: ◎農企課、○農技課、畜産課
関係機関: 支庁普及課、JA、農総研センター

生産基盤支援班

役割:
 地域が①ブロックローテーション②畑地化のいずれを選択しても営農継続ができるように、圃場整備や中山間地支援等の生産基盤に係る支援を行う。
 ・田畑輪換の推進に寄与する基盤整備
 ・畑地化への整備支援
 ・中山間地域振興支援の検討
 ・土地改良区決済金等支援に係る相談対応

構成員: ◎農企課、◎農計課、◎農整課、土地連、市町村代表、やまがた農業支援センター

令和9年以降も水田を活用した営農を継続するための、経営支援、技術支援、基盤支援における選択肢を提示

地域の課題解決に繋がる選択肢の提案

地域の課題、要望

各地域
 (農業者、地域農業再生協議会)

プロジェクト会議の提案内容を参考に、「地域計画」と連携して各地域の中長期的な方向性を検討し、営農を継続できる産地をつくる。

水田活用産地づくり推進プロジェクト会議設立趣意書（案）

主食用米の需要が年々減少する中、本県ではこれまで水田活用の直接支払交付金を活用し、大豆・飼料作物・そば、野菜等への作付転換を推進してきた。

この水田活用の直接支払交付金について、農林水産省は、令和3年11月に「今後5年間で1度も水張り（水稲作付）が行われない水田は交付対象外とする」方針を示した。これまでの水田活用のあり方の前提条件が変わることを踏まえ、各地域において将来を見据えて産地の方向性を決めていく必要がある。

そのためには、地域ごとの課題の整理や情報の共有、制度の有効活用、生産技術の向上などに、関係者が一体となって取り組む必要がある。

そこで、水田活用の直接支払交付金の見直しが実行される令和9年以降においても本県の水田農業が維持発展できる方策を検討し、各地域における産地づくりを支援することを目的として、ここに「水田活用産地づくり推進プロジェクト会議」を設立する。

地域課題検討班の役割について

地域自らが産地の将来像の検討することを喚起するため、検討の材料となる情報提供と地域課題の収集・情報共有を行う。

■実施内容

1 ブロック毎に地域課題の検討会議を開催（必要に応じて市町村単位でも実施）

- ・水活見直し方針及び関連する国の制度変更内容の周知
- ・国や県の支援メニューの紹介
- ・各地域の課題収集
- ・畑地化促進事業等関連制度の活用状況の共有
- ・優良事例（田畑輪換、復田方法）の共有

2 地域課題への対応策の検討

- ・収集した地域課題の取りまとめ
- ・技術支援班、生産基盤支援班と情報共有して対応策を検討
- ・検討結果を各地域に情報提供
- ・「地域計画」との連携

■取組みスケジュール

- ・支援メニューの紹介 [R5～R7]
- ・地域課題の抽出・取りまとめ [～R6]
- ・地域課題への対応策を「地域計画」に反映 [～R6]
- ・地域課題への対応策の検討・提示 [～R7]
- ・地域課題への対応策の実証・検証・実践 [R6～R8]
- ・優良事例の共有 [R6～R8]

技術支援班の役割について

地域の課題に対応して、対応技術開発及び技術の実証を通し、営農継続のための栽培技術及び生産体系確立を支援する。

■実施内容

1 対応技術の実証（各総合支庁各農業技術普及課等）

○実態調査

◎技術対策

- ・技術対策実証圃を各普及課管内（大豆、そば各8か所、小麦3か所）に設置して、各作物の研修会を実施し、収量品質向上に向けた技術導入の促進を図る。

【実証技術例】

大豆

狭畦無培土栽培、カットブレーカー・明渠施工による排水性の確保、無反転全層心土破砕機活用による排水対策、飼料用米とのブロックローテーションの実施等

そば

開花期追肥（ドローン）、無反転全層心土破砕機活用による排水対策、畝立て播種栽培による湿害対策等

麦

小麦・そば・子実用とうもろこし等との輪作体系実証、2年3作体系の実証等

2 対応技術の開発（山形県農業総合研究センター）

①効率的な復田技術

- ・低速耕うんによる耕盤復活技術の実証
- ・復田後の水稲栽培の安定化技術及び低コスト栽培技術の実証

②大豆高能率作業技術

- ・大面積において、適期内播種を可能にする高速作業体系の実証
- ・反転耕を用いて難防除雑草種子を深層埋設する雑草対策の実証

③小麦高収益作付体系

- ・越冬前生育量確保対策の実証
- ・実需の求める品質（高タンパク質含有率等）を実現する追肥重視型施肥法の検討

※ 研究課題 大規模経営体の収益性を高める作業技術体系の確立（R5～9）で実施予定

■取組みスケジュール

- ・対応技術の実証・検証〔～R6〕
- ・対応技術マニュアルの作成〔～R7〕
- ・対応技術の開発・体系化実証〔～R7〕
- ・対応技術の実践（対象全農家）〔R8～〕

生産基盤支援班の役割について

地域が、ブロックローテーションまたは畑地化のいずれを選択した場合でも、営農継続ができるように、圃場整備や中山間地域等条件不利地の対策など、生産基盤に係る支援を行う。

■実施内容

地域が選択した営農を継続するための生産基盤整備の検討を支援する

<主な生産基盤整備の支援メニュー>

○農業競争力強化基盤整備事業

- ・ 農業競争力強化農地整備事業
- ・ 農地中間管理機構関連農地整備事業
- ・ 水利施設整備事業

⇒農地の大区画化や汎用化、農業水利施設のパイプライン化・ICT化等の整備

⇒担い手への農地集積・集約化、高収益作物の導入、水管理の省力化等

○農地耕作条件改善事業

⇒区画整理、用排水施設、暗渠排水、農作業道の基盤整備等

⇒高収益作物への転換に向けた農業施設の設置や作物導入支援等

○日本型直接支払制度

- ・ 多面的機能支払交付金
- ・ 中山間地域等直接支払交付金

⇒農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮に向けた地域の共同活動等

⇒農用地を維持・管理していくための農業生産活動等

■取組みスケジュール

- ・ 支援メニューの提示 [R5～R8]
- ・ 地域課題に対応した支援策の検討・提示 [～R7]
- ・ 地域課題に対応した支援策の実践・検証 [R6～R8]

水田活用産地づくり推進プロジェクト会議に係るスケジュール

	令和5年度													備考
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
プロジェクト会議	<p>○PJ会議設立準備会議</p> <p>○第1回PJ会議 (設立)</p> <p>○第2回PJ会議 (中間検討)</p> <p>○第3回PJ会議 (評価・検証)</p>													
地域課題検討班	<p>○地域課題の検討会議開催 必要に応じて市町村単位でも開催</p> <p>○課題の取りまとめ、各班と情報共有</p> <p>○地域課題の検討会議開催 必要に応じて市町村単位でも開催</p> <p>○課題の取りまとめ、各班と情報共有</p>													
技術支援班	<p>○現地実証等の詳細検討</p> <p>○現地実証、試験開始</p> <p>○現地見学会の開催</p> <p>○地域課題への対応策検討</p> <p>○現地実証、試験結果のとりまとめ</p> <p>○地域課題への対応策検討</p>													
生産基盤支援班	<p>○既存事業による畑地化、中山間地支援の活用方法の検討</p> <p>○地域課題への対応策検討</p> <p>○土地改良区決済金等支援に係る相談対応</p>													

水田活用産地づくり推進プロジェクト会議

関 係 事 業

③ 水田活用の直接支払交付金等

【令和5年度予算概算決定額 305,000 (305,000) 百万円】

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着**等を支援します。

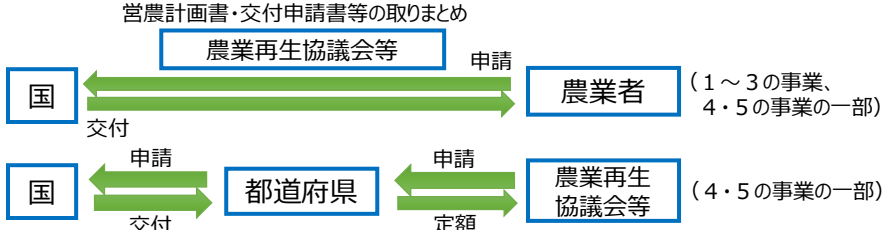
<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha [令和12年度まで]）
- 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

- 1. 戦略作物助成**
水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援**します。
- 2. 産地交付金**
「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした**魅力的な産地づくりに向けた取組を支援**します。
- 3. 都道府県連携型助成**
都道府県が**転換作物を生産する農業者を独自に支援**する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。
- 4. コメ新市場開拓等促進事業 (11,000百万円)**
産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。*8
*8 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定
- 5. 畑地化促進助成 (2,215百万円)**
水田を畑地化し、**高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

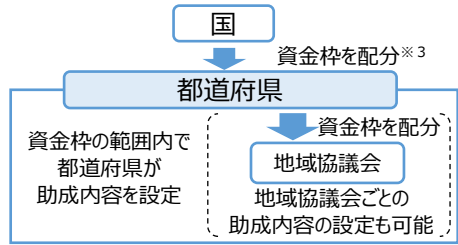
戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a*1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a*2

<交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
- ・ 現場の課題を検証しつつ、5年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない
- *1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a
- *2：飼料用米の一般品種について、令和5年度については従来と同様。令和6年度から標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5~7.5万円/10a）とする。

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

*3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

畑地化促進助成

（令和4年度補正予算と併せて実施）

- ① 畑地化支援**（高収益作物 17.5万円/10a*4 ※4：令和5年度までの時限単価
畑作物（高収益作物以外）*5：14.0万円/10a*6）
- ② 定着促進支援** ※5：対象作物は、麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等
ア 高収益作物（2万円（3万円*7）/10a×5年間）（①とセット）
イ 畑作物（高収益作物以外）*5（2万円/10a*6×5年間） ※6：令和4年度補正予算における単価
- ③ 産地づくり体制構築等支援**（①とセット）
- ④ 子実用とうもろこし支援**（1万円/10a） ※7：加工・業務用野菜等の場合

【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）

11-1 畑作物の本作化対策<一部公共>のうち

畑地化促進事業

【令和4年度補正予算額 24,990百万円】

<対策のポイント>

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1 畑地化支援

水田を畑地化して、**ア. 高収益作物** 及び **イ. 畑作物（高収益作物以外）** の本作化に取り組む農業者を支援します。

2 定着促進支援

ア 高収益作物【拡充】

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物（高収益作物以外）【新規】

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3 産地づくり体制構築等支援【新規】

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

<事業イメージ>

畑地化支援・定着促進支援

対象作物	1 畑地化支援（※1, 2）	2 定着促進支援（※3）
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	17.5万円/10a	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2.0(3.0※4)万円/10a×5年間 または ・ 10.0(15.0※4)万円/10a (一括)
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円/10a	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2.0万円/10a×5年間 または ・ 10.0万円/10a (一括)

- ※1 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指す（地目の変更を求めるものではない）
- ※2 令和5年度における取組が対象
- ※3 令和4年度または5年度において、畑地化した面積全体が対象
- ※4 加工・業務用野菜等の場合



産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援【新規】

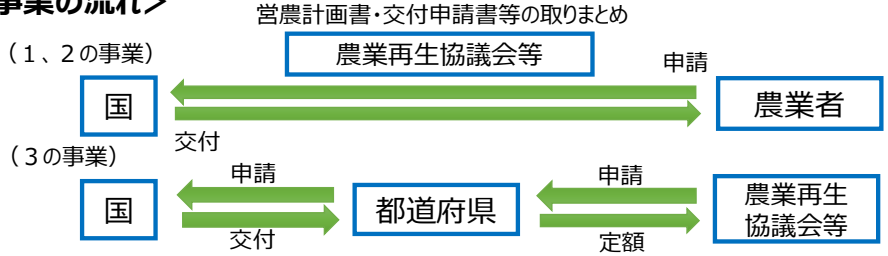
畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※5）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

※5 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援【新規】

令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（ただし上限25万円/10a））

<事業の流れ>



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191） 2

【継続】経営体育成・発展支援事業費

概要

- 地域農業の中心となる農業経営体の経営発展及び新規就農者の定着に向けた農業用機械・施設の導入等への支援
- 集落営農組織活性化のビジョンづくり及び具体的な取組み（共同利用機械の導入等）への支援

予算額（当初）：421,028千円

事業期間：令和4年度～

背景／課題

○ 農業従事者の減少と高齢化が進む中、地域農業の持続的発展を図ることが必要

○ そのため、地域農業を支える中心的経営体や多様な担い手（新規就農者・集落営農組織）の経営発展を支援していくことが重要

【新規就農者】

・ 就農開始に必要な農業用機械等の導入に資金を要するため、手厚い支援が必要

【中心的経営体】

・ 更なる経営発展のために導入する機械・施設に対する支援が必要

【集落営農組織】

・ 集落営農組織数が平成29年の515組織から減少傾向であり、集落営農の組織化や活性化への支援が必要

事業内容

個別経営体・法人への支援

① 経営発展支援事業（新規就農者育成総合対策の一部）

～ 新規就農者が営農開始に必要な農業用機械等の導入に対する補助～

【対象者】 認定新規就農者（就農時49歳以下）

【補助対象】 機械・施設、家畜導入、果樹改植、リース料等

【補助率】 3/4（国 1/2 県 1/4）

【補助上限額】 1,000万円（経営開始資金交付対象者は上限 500万円）

② 農地利用効率化等支援事業

～ 認定農業者や法人等の地域の中心的経営体が必要とする機械・施設の導入に対する補助～

【対象者】 目標地図に位置づけられた者、人・農地プランに位置付けられた者、地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者等

【助成内容】 生産の効率化に取り組む等の場合に必要な農業用機械・施設（事業費50万円以上）

【補助率】 融資残額のうち事業費の3/10以内 等

【補助上限額】 300万円 等（対象者のうち「目標地図に位置づけられた者は600万円が上限
また、広域に展開する農業法人等の経営の高度化を目的とした先進的農業経営確立支援タイプは個人 1,000万円、法人 1,500万円が上限）

その他スマート農業優先枠、集約型農業経営優先枠、グリーン化優先枠を設定

③ 集落営農活性化プロジェクト促進事業

～ 集落営農の組織化や活性化（人材の確保、新たな作物の導入等）に対する補助～

【対象者】 集落営農組織（法人／非法人問わず）

【補助内容 <補助上限額>】

(1) 集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略等に係る合意形成を支援 <定額>

(2) 具体的な取組の実行への支援

ア 取組の中核となる人材確保の経費（賃金等）<定額（100万円上限/年）>

イ 収益力向上の柱となる経費 <定額>

ウ 信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費 <定額（25万円）>

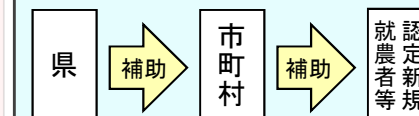
エ 効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費 <1/2以内>

その他市町村等地域の関係機関に対し、集落営農組織のサポートに要する経費を支援

集落営農組織への支援

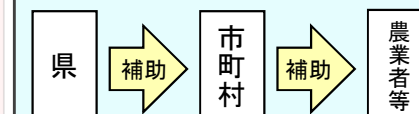
事業スキーム

① 経営発展支援事業



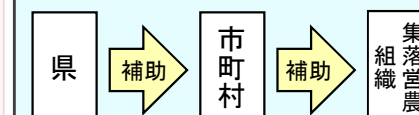
- 支援の対象となる認定新規就農者はポイント制により国が採択
- 親元就農者の場合は、親の経営従事から5年に以内に継承した者に限る

② 農地利用効率化等支援事業



- 支援の対象は原則「人・農地プラン」の地区単位でポイント制により国が採択
- 申請に当たり経営体は成果目標を設定し、その達成が必要

③ 集落営農活性化プロジェクト促進事業



事業目標

農産物販売額1,000万円以上の経営体数： R3（直近） 3,300 ⇒ R6（目標） 4,050 経営体
農産物販売額3,000万円以上の経営体数： R3（直近） 600 ⇒ R6（目標） 740 経営体
農産物販売額1億円以上の経営体数： R3（直近） 100 ⇒ R6（目標） 143 経営体

問い合わせ先

- 担当課：農業経営・所得向上推進課
農業担い手・所得向上推進担当
- 電話：023-630-2424

【継続】農地集積・集約加速化支援事業費

概要

- 担い手への農地の集積・集約化を図るため、県と関係機関が一体となり、市町村が行う将来の農地利用の姿を明確にする「地域計画」の策定や農地の集積・集約化の取組みを支援

予算額（当初）：57,688千円

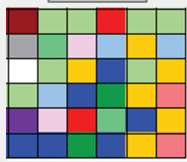
事業期間：令和4年度～

背景／課題

【背景】

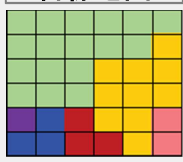
- 高齢化・人口減少により担い手不足や耕作放棄地の拡大が懸念
- この課題に対応するため、政府は農地の集約化に向け「地域計画」の策定を法定化
- ※ 地域計画とは：人・農地プランをベースに、地域での話し合いを基に地域農業の将来像と10年後の農地利用の姿（目標地図）を描き、市町村がR7.3末までに策定。

現状



担い手へ
集約化

目標地図



- 本県の農地集積率（R4.3末：69.0%）は全国平均と比較すると高い（全国4位）だが、担い手不足等を踏まえ、更なる集約化が必要

【課題】

- 市町村・農業委員会における地域計画策定の取組みを関係団体が一体となって伴走型でサポートする体制と支援策が必要
- 中山間地や樹園地など地域の現状・課題を踏まえた対応策の検討が必要
- マンパワー不足を補うための外部委託経費等、市町村・農業委員会が地域計画策定等のために必要な経費に対する支援が必要

事業内容

1 農地集積・集約化プロジェクト推進事業【7,309千円】

- (1) 「農地集積・集約化プロジェクト会議」の運営
 - ・ プロジェクト会議を母体とした市町村・農業委員会への支援
 - ・ 地域課題解決に向けた検討チームの設置
- (2) 地域計画策定に対する伴走型支援
 - ・ 市町村における地域計画策定を地域支援チーム（県内4ブロックに設置）が伴走型で支援
- (3) 事例発表会及び研修会の開催
 - ・ 先行している取組みの横展開を図るための事例発表会、地域計画の策定に係る研修会の開催
- (4) 地域計画の周知徹底事業
 - ・ 地域の話合いを活性化させるため、地域計画の周知徹底の実施（周知チラシ（データを市町村へ提供）、ラジオCMなど）

2 地域計画策定事務費【50,379千円】

- (1) 市町村の取組み支援
 - ・ 地域の話合いの場（協議の場）の設置・運営、関係機関等との調整、アンケートの外部委託、地域計画の周知
- (2) 農業委員会の取組み支援
 - ・ 目標地図の素案の作成など

事業スキーム

1 農地集積・集約化プロジェクト推進事業

農地集積・集約化プロジェクト会議

【構成員】 農業委員会代表、市町村代表、農業協同組合中央会、やまがた農業支援センター、農業会議、土地改良事業団体連合会、県

地域支援チーム（4ブロック）

【構成員】 各総合支庁農業振興課など

課題解決検討チーム （中山間地・樹園地・農地バンク）

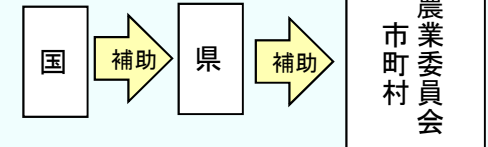
【構成員】 各チームに応じて構成

取組み実行に向けた支援

市町村・農業委員会

2 地域計画策定事務費

国庫補助金を活用し、市町村・農業委員会における地域計画策定などに対する助成



事業目標

地域計画の策定率100%（令和7年3月末）

⇒ 農地の集積・集約化による本県農業の維持・発展

問い合わせ先

- 担当課：農業経営・所得向上推進課 構造政策担当
- 電話：023-630-2298

地域版配合飼料工場を中心とする飼料コスト低減に向けた取組み

～県産自給飼料生産利用拡大体制構築事業～

事業期間：令和5～7年度

現状

＜輸入原料価格の高騰による配合飼料価格高騰＞

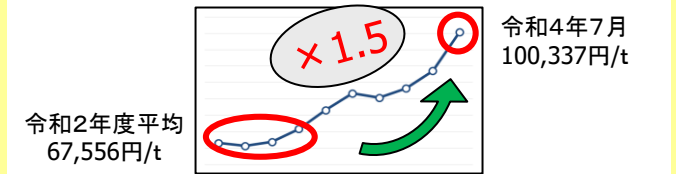
・配合飼料は原材料の87%を輸入に依存(令和3年度)

- 穀類
(とうもろこし、飼料用米等)
- エコフィード
(パンくず、豆腐粕等)
- 糖・粕類
(フスマ、ビートパルプ、大豆油粕、菜種油粕等)
- その他
(動物性飼料、油脂等)

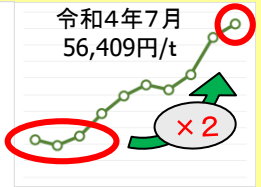
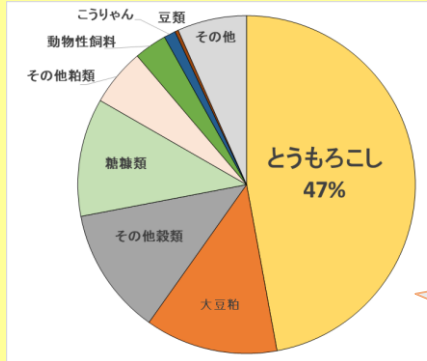
輸入87%

国産13%

・配合飼料価格令和4年度7月は令和2年度平均の1.5倍



・原材料の約5割はとうもろこし



輸入とうもろこし
価格は急騰

・県内における子実とうもろこしの作付面積は拡大傾向

H29	H30	R1	R2	R3	R4
3ha	6ha	19ha	33ha	38ha	64ha

課題

○子実とうもろこし生産拡大のためには

- 1 作付面積の拡大
・作付けの動機づけが必要
- 2 収穫機械の普及
・とうもろこし収穫用の機械が必要



- 3 乾燥・加工・保管施設の整備
・耕種農家の出荷先として、収穫物を引き受け処理・保管し、畜産農家に販売する施設が必要

対応方向

- 1 転作作物として、牧草など一般の飼料作物の作付けより優位性を持たせる。
- 2 子実とうもろこしの収穫に取り組む農家等の初期投資を抑え、面積拡大と共に機械の普及拡大を図る。
- 3 県内産の子実とうもろこしを引き受けて乾燥・加工・保管する施設を設置し、畜産農家に供給する体制を構築する。

具体的取組

取組事業1：子実とうもろこしの作付け支援

・10aあたり5t以上の堆肥投入を条件に、耕種農家に対し作付け支援として最大13,000円/10aを交付する。

交付金単価	R5		R6		R7		
1年目	13,000円/10a	40ha	5,200千円	40ha	5,200千円	40ha	5,200千円
2年目	8,500円/10a			40ha	3,400千円	40ha	3,400千円
3年目	4,000円/10a				40ha	1,600千円	
交付金額計		40ha	5,200千円	80ha	8,600千円	120ha	10,200千円
目標面積		80ha		120ha		160ha	

取組事業2：子実とうもろこしの収穫支援

・初めて子実とうもろこしの収穫を行う農家等の初期費用を抑えるため、収穫用機械を導入し、共同利用する。

・畜産生産力・生産体制強化対策事業(事業実施主体：山形県子実とうもろこし生産利用推進協議会)を活用し、県は補助残を負担する。

取組事業3：飼料工場を核とした飼料コスト低減支援

・県産子実とうもろこしを引き受けて、乾燥・加工・保管を担う施設を設置し、県内の畜産農家に供給する体制を構築する。畜産生産力・生産体制強化対策事業を活用し、県は上乘せ補助する。

事業目標

子実とうもろこし作付面積
R3年度38ha → 令和7年度160ha

農業競争力強化基盤整備事業 <公共>

【令和5年度予算概算決定額 63,319 (62,717) 百万円】
 (令和4年度補正予算額 81,975百万円)

<対策のポイント>

農業競争力強化を図るため、農地中間管理機構等とも連携し、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化・ICT化等の整備を行い、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入、水利用の効率化・水管理の省力化等を推進します。

<政策目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割 [令和5年度まで]）
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上 [令和7年度まで]）

<事業の全体像>

1. 農業競争力強化農地整備事業

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、農業の高付加価値化等を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

2. 農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。

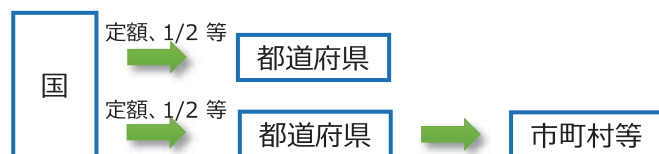
3. 水利施設整備事業

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT化等により水利用の高度化、水管理の省力化を図ります。

4. 畑地帯総合整備事業

畑地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における高収益作物を導入した営農体系への転換のための畑地化・汎用化など、畑地・樹園地の高機能化を推進します。

<事業の流れ>



農業競争力強化を図るための基盤整備

農地の整備		農業水利施設の整備	
 水稲	 タマネギ		
暗渠の整備による 水田の汎用化	圃場の大区画化	頭首工の改修	水路のパイプライン化
			
畦畔除去による 区画拡大	畑地の区画整理及び かんがい施設の整備	ゲートの自動化	小水力発電施設の設置

【お問い合わせ先】 (1、2の事業) 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)
 (3、4の事業) 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

農地耕作条件改善事業

【令和5年度予算概算決定額 20,043（24,790）百万円】

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、**麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせ**て支援します。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域内農地集積型

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を支援します。

2. 高収益作物転換型

基盤整備と一体的に行う輪作体系の検討や実証展示ほ場の運営、**高収益作物への転換に向けた計画策定から高付加価値農業施設の設置など営農定着に必要な取組を支援**します。

3. スマート農業導入推進型

基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等、スマート農業の導入について支援します。

4. 病害虫対策型

病害虫の発生予防・まん延防止に資する農地の土層改良や排水対策等を支援します。

5. 水田貯留機能向上型

水田の雨水貯留機能を向上する「**田んぼダム**」の実施に必要な基盤整備を支援します。

6. 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援します。

※土層改良にバイオ炭を使用することが可能（1～6の事業）

※整備農地周辺の**未整備農地を整備**する場合、**農地整備・集約推進費の活用**が可能（1、2の事業）

※**高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用**が可能（2の事業）

（なお、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、高収益作物導入促進費の活用が可能）

【実施要件】 ① 事業対象地域：農振農用地のうち地域計画の策定区域等

② 総事業費200万円以上、③ 農業者数2者以上 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善の支援



高収益作物への転換に向けた取組支援



スマート農業導入の支援



「田んぼダム」の取組支援



病害虫対策



※ 下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

農地耕作条件改善事業（1/3）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構等による担い手への農地集積を推進するとともに、生産効率を向上させ、高収益作物等の営農定着に必要な取組を支援することが重要。
- このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善や、高収益作物への転換、スマート農業の導入促進、麦・大豆の生産拡大等に向け、ハードとソフトの両面から機動的に支援。

実施要件

- ・対象区域：農振農用地のうち地域計画の策定区域等（農地中間管理機構との連携概要を策定）
- ・事業主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人 等
- ・事業費200万円以上 ・農業者2者以上 ・事業実施期間は最大5年（ハードは最大3年）
- ・使用する型の目標に沿った計画策定などが必要

① 地域内農地集積型

きめ細かな整備とともに、農地中間管理機構による地域内への担い手への農地集積を推進します。

定額助成	定率助成※2
(ハード) 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、末端畑地かんがい施設、用排水路や農作業道等の更新整備※1 (ソフト) 単年度当たり300万円迄の条件改善推進費 等	(ハード) 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良※3、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全、営農環境整備、ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援 (ソフト) 条件改善促進支援、農地整備・集約推進費 等

※1 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当。R4年度単価は、区画拡大（6.5万円/10a等）、暗渠排水（10.0万円/10a等）など

※2 定率助成の補助率は、平地50%、中山間地域55% など

※3 土層改良にバイオ炭を使用することが可能（①～⑥の事業型共通）

② 高収益作物転換型

地域内農地集積型の支援内容に加え、高収益作物転換のための計画策定から高付加価値農業施設の設置など営農定着まで必要な取組を支援します。

【実施要件】 受益農地の1/4以上を新たに高収益作物に転換すること

定額助成	定率助成
(ハード) ①地域内農地集積型の定額助成メニュー、畑作転換工(堆肥施用、明渠排水)、農地の緩傾斜化 (ソフト) 条件改善推進費、高収益作物への転換支援※4、新植、改植及び幼木管理支援、早期成園化、経営の継続・発展支援※5、園芸作物モデル産地形成支援※6 等	(ハード) ①地域内農地集積型の定率助成メニュー、小規模園地整備(盛土、園内道等)、農地の緩傾斜化 (ソフト) 条件改善促進支援、高収益作物の導入支援※7、高付加価値農業施設の設置、機械作業体系導入支援、農地整備・集約推進費、高収益作物導入促進費 等

※4 単年度あたり300～500万円迄を支援

高収益作物転換プラン作成支援（最大2年間）、高度な技術指導（施設園芸における地中熱ヒートポンプ（浅層採熱方式）の導入など、先進技術の導入のための専門家による技術指導に係る経費の支援、最大3年間）、技術習得方法の検討と実践、技術者育成、試験販売等の経営展開支援、現場での研修会等

※5 大苗の育成支援、代替農地での営農支援、省力技術研修支援 等

※6 実需者ニーズに対応した品種の導入試験、GAP・トレーサビリティ手法の導入 等

※7 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械のリース 等

きめ細かなハード整備



畦畔除去



水路の更新



高付加価値農業施設の設置



実証ほ場

【継続】多面的機能支払交付金

概要

○農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた、地域における共同活動への支援

予算額（当初）：3,630,184千円

事業期間：平成26～令和5年度

背景／課題

・農業・農村は、水源涵養や自然環境の保全など、多面的機能を有しており、国民全体が利益を享受

・農村地域の高齢化、人口減少等により、多面的機能の発揮に支障をきたす懸念

・水路、農道等の地域資源の保安全管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害される懸念

○多面的機能を適切に維持・発揮するための地域活動を支援

事業内容

1 農地維持支払交付金

- 対象組織 農業者等で構成される組織
- 対象となる活動
 - ・地域資源の基礎的な保全活動（水路の泥上げ、農道の草刈、農道の除排雪、小規模な災害復旧、鳥獣防護柵の管理等の多面的機能を支える共同活動）
 - ・農村の構造変化に対応した体制の充実・強化等
- 交付金額 《10aあたり》田3,000円、畑2,000円、草地250円

2 資源向上支払交付金

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

- 対象組織 農業者と地域住民で構成される組織
- 対象となる活動
 - ・施設の軽微な補修（水路の破損個所の補修、農道の路肩・路面の補修等）
 - ・農村環境保全活動（生態系保全活動、景観形成のための植栽活動、田んぼダムの取組み等）
 - ・多面的機能の増進を図る活動
- 交付金額 《10aあたり》田2,400円、畑1,440円、草地240円
（田1,800円、畑1,080円、草地180円）
※（ ）内は、活動を5年以上継続している地区で基本単価の75%
- 加算措置
 - ・多面的機能の更なる増進に向けた活動支援 田400、畑240、草地40（円/10a）
 - ・水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進 田400（円/10a）
 - ・広域化への支援 3集落以上又は50ha以上 40,000円/年・組織、200ha以上 80,000円/年・組織、1,000ha以上 160,000円/年・組織 等

(2) 施設の長寿命化のための活動

- 対象組織 農業者等で構成される組織（1と同じ）
- 対象となる活動 農地周りの農業用排水路や農道などの施設の補修・更新
- 交付金額 《10aあたり》田4,400円、畑2,000円、草地400円

事業スキーム

農村地域の共同活動の継続

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮

補助要件等

- ・負担率：国 1/2
- 県 1/4
- 市町村 1/4

「農業の有する多面的機能の発揮に関する法律」に基づく制度として以下の事業と連動して実施

- 中山間地域等直接支払交付金
- 環境保全型農業直接支払交付金

事業目標

・活動組織における非農業者の参加割合 R3（直近）29.2% ⇒ R8（目標）35.1%
※山形県農業農村整備長期計画

問い合わせ先

- 担当課：農村計画課 農村保全担当
- 電話：023-630-2506

【継続】中山間地域等直接支払制度費

概要

○農業生産条件の不利な中山間地域等における、集落等を単位とした農用地を維持・管理していくための、協定に基づく農業生産活動等への支援

予算額（当初）：986,250千円

事業期間：平成12～令和6年度

背景／課題

・中山間地域等では、平地に比べ自然的、経済的、社会的条件が不利

・担い手の減少、耕作放棄地の増加等により、農業・農村が有する水源涵養機能、洪水防止機能等の多面的機能が低下し、国民全体にとっても大きな経済的損失の懸念

・中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じ、多面的機能を確保する必要がある

事業内容

○対象地域

「特定農山村法」「山村振興法」「過疎法」「棚田地域振興法」等の法指定地域及び地域の実態に応じて都道府県知事が指定する地域（特認地域）

○対象農用地

農振農用地区域内に存する一団（1ha以上）の農用地で、傾斜基準等を満たすもの

○主な交付単価（10aあたり）

・通常単価	田：急傾斜（1/20以上）	21千円、	緩傾斜（1/100以上）	8千円
	畑：急傾斜（15°以上）	11.5千円、	緩傾斜（8°以上）	3.5千円
・加算措置	棚田地域振興活動加算	田、畑	10千円	
	超急傾斜地棚田加算	田、畑	14千円	
	超急傾斜農地保安全管理加算	田、畑	6千円	
	集落協定広域化加算	地目に関わらず	3千円	
	生産性・集落機能強化加算	地目に関わらず	3千円	

○交付対象者

集落協定等に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等

○対象となる活動

協定に基づき実施する次の活動

- ①農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄地の発生防止活動等）
- ②体制整備のための前向きな取組み（集落戦略の作成）

なお、①+②実施の場合は通常単価、①のみ実施の場合は通常単価の8割

事業スキーム

中山間地域での農業生産活動等の継続

国土保全を含め農業の有する多面的機能の発揮

補助要件等

- ・負担率：国 1/2
（※） 県 1/4
市町村 1/4
※特認地域の場合は各 1/3

- ・対象者：集落協定等に基づき5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として以下の事業と連動して実施

- ◇ 多面的機能支払交付金
- ◇ 環境保全型農業直接支払交付金

事業目標

・中山間地域の農地保全取組面積 R2（目標設定時）8,434ha ⇒ R6（目標）8,850ha
※ R3（直近）8,872ha

問い合わせ先

- 担当課：農村計画課 中山間・棚田振興担当
- 電話：023-630-2506